

改正

平成20年4月1日告示第37号  
平成21年4月1日告示第35号  
平成22年3月10日告示第9号  
平成24年3月1日告示第10号  
平成29年4月19日告示第55号  
平成31年3月28日告示第31号

南島原市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の有料広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 広告枠 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出する枠をいう。

(4) 広告主 広告媒体に広告の掲載又は掲出する者をいう。

(5) 主管部局 南島原市内部組織設置条例（平成18年南島原市条例第8号）第1条に規定する部及び南島原市教育委員会事務局をいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、それぞれの主管部局が定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに主管部局が定める。

(広告募集方法)

第6条 広告募集方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、次に基づき、定めるところとする。

(1) 広告掲載希望者の募集方法は、市ホームページ及び広報南島原等の広報印刷物で公募することとする。

(2) 市長は、広告の募集に当たって、広告代理店等を介して行うことができることとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告媒体への広告掲載希望者は、南島原市広告掲載申込書（様式第1号）により、窓口、郵送、FAX又はEメールで、市長が指定する期間内に申し込むこととする。

（広告掲載の決定）

第8条 市長は、次条に定める審査会の審査結果を参考に広告掲載の可否を決定する。ただし、市税の滞納がある者の広告は、掲載しないものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に南島原市広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知する。

3 広告掲載の決定については、抽選又は入札により、行うことができるものとする。

（審査機関）

第9条 広告媒体に掲載する広告の可否及び表示内容等を審査するため、南島原市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員長は副市長を、委員は総務部長、地域振興部長及び市民生活部長をもって充てる。

3 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する主管部局の部長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第10条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、やむを得ず審査会の会議を開くことができない場合は、書面により委員に審査を行わせ、回議をもって、会議に代えることができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（広告原稿の作成及び提出）

第11条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載料）

第12条 広告掲載料の価格については、類似広告の市場価格等を勘案し、定めることとする。

2 広告主を入札により決定する場合は、前項の規定にかかわらず最高額を落札した価格を広告掲載料とする。

3 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

（広告の内容、デザイン等の協議及び調整）

第13条 広告の内容、デザイン等については、南島原市の信用性、信頼性等を損なうことのないよう、審査会の審査結果を基に、広告主と南島原市が協議及び調整を行うこととする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、市長が別に定める。

（広告内容等の変更）

第14条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの告示等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

（1） 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

（2） 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

（3） 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

（4） 広告主、広告の内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの告示等に抵触するものである場合であって、前条の規定によっても解消できないとき。

（5） その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

- 第16条 広告主は、自己の都合により、広告媒体への広告掲載を取り下げることができるものとする。
- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載料の返還)

- 第17条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

- 第18条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(裁判管轄)

- 第19条 この告示に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、南島原市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

- 第20条 この告示に疑義があるとき、又はこの告示に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(庶務)

- 第21条 審査会の庶務は、総務部総務秘書課において処理する。

(その他)

- 第22条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年7月10日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日告示第37号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日告示第35号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月10日告示第9号)

この告示は、平成22年3月10日から施行する。

附 則 (平成24年3月1日告示第10号)

この告示は、平成24年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月19日告示第55号)

この告示は、平成29年4月19日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日告示第31号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。